

2012年9月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第17号](#) インターネット上の掲示板等での誹謗中傷などの書き込みから、人権を守るための措置を求める意見書
- [意見書（案）第18号](#) 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書
- [意見書（案）第20号](#) 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書
- [意見書（案）第21号](#) 医療的ケアが必要な児童生徒の通学手段の確保を求める意見書
- [意見書（案）第22号](#) 大飯原発3号機・4号機の稼働停止を求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 饗庭野での日米合同演習の中止を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 危険な米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書
- [意見書（案）第27号](#) 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 抜本的な安全対策が講じられるまで大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を求める意見書
- [意見書（案）第29号](#) MV-22 オスプレイの安全性が確認されるまで普天間基地への配備を行わないことを求める意見書

インターネット上の掲示板等での誹謗中傷などの書き込みから、人権を守るための 措置を求める意見書（案）

【共産党、湖誠、市民ネ、公明、清正、大志提案】

近年、インターネットは、家庭、職場、学校のパソコンや携帯電話などを介して、社会、経済、教育、文化などあらゆる活動の基盤として利用され、近代社会にはなくてはならないものとなっている。

しかしながら、その一方で、インターネットの特性である「匿名性」が悪用され、インターネットの掲示板においては、特定の個人を誹謗中傷し、名誉を著しく傷付け、又はプライバシーを侵害する書き込みが横行しており、また、事実と異なる情報が発信されることにより全く関係のない個人の人権が侵害されるなど、インターネットを介した情報発信による人権侵害は後を絶たない。

当然のことながら、インターネットを介して発信された情報は、世界中の不特定多数の者に拡散していくため、完全にその情報を消し去ることは不可能に近く、一度、人権を侵害する情報が発信されれば、その被害は回復困難な重大なものとなることから、これらの被害を防ぐ措置を講じるとともに、被害者の救済措置を講じることが必要である。

よって、国及び政府においては、被害者救済相談窓口のさらなる充実やインターネット利用の規範づくりを進めるなど国民の人権を守るため、啓発活動をはじめ、総務省、警察当局の機能強化を図り、実効性のある措置を速やかに講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

【湖誠、公明、大志提案】

北朝鮮による日本人拉致問題は、国家にとって重大な主権侵害行為であり、かつ許し難い人権侵害行為である。

平成 14 年、当時の小泉政権下において、北朝鮮は日本人の拉致を認め、5 人の拉致被害者が日本への帰還を果たしたところであるが、その後、新たな拉致被害者の帰還は果たされておらず、今も北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待つ被害者にとっては、10 年の年月が経過しようとしている。

また、北朝鮮による拉致被害者として 17 名が認定されているが、認定された拉致被害者以外にも、特定失踪者を含む多くの未認定被害者が存在していると推測される。

政府は、首相を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、拉致問題担当大臣を任命して今日まで被害者救出に取り組んでいるが、いまだに具体的な効果を上げるまでには至っていない状況である。

こうした中、昨年 12 月に北朝鮮の金正日総書記が死去し、後継の金正恩政権へ移行されたところであるが、こうした時にこそ、断固とした姿勢で実質的な交渉を行い、拉致問題の解決へと進めるべきである。

また、金正恩政権発足後、北朝鮮の治安並びに経済状況は極めて不安定な状況にあり、拉致被害者の安全が侵害される危険性も憂慮されるところである。

よって、国及び政府においては、全勢力を傾けて早急に未認定被害者を含むすべての拉致被害者を救出されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書（案）

【湖誠、大志提案】

8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなった。これらに対する一連の政府の対応は、我が国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。また、海上保安庁艦船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還とした事は極めて遺憾である。

民主党政権となって以降、メドヴェージェフ大統領の北方領土不法上陸、李明博大統領の竹島不法上陸が相次いで行われ、一昨年中国漁船衝突事案では、「那覇地検の判断」との名目で船長を釈放してしまい、我が国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残してしまった。現政権の外交施策は国益を損ない続けている。今回の事案も、民主党政権の国家観の欠如、外交の基本姿勢の欠如が招いたものであると言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目の実行を強く求める。

記

1. 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を早急に公開すること。
2. 今後、同様の事案があった場合、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続きを進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
3. 尖閣諸島及びその海域の警備体制・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。
4. 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。また、島及び海域の安定的な維持管理を強化するために尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを早急に進めること。
5. 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書（案）

【湖誠、大志提案】

韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県・竹島に不法上陸した。このような行為は、これまで連綿と築きあげられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。本市議会は大統領としての資質が疑われるような、李大統領の一連の言動を看過することは出来ない。政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は15日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「完全かつ最終的に解決」されており、かつ人道上の措置も講じている。そうであるにもかかわらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「知恵を絞っていききたい」と不用意な発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。

民主党政権は政権交代後、対韓融和路線をとり続けている。竹島を韓国による不法占拠と言わず、韓国に対し不必要な謝罪談話を行い、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を棄損する対応をし続けた結果、韓国の行動は歯止めが効かなくなっている。

よって、国及び政府においては、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、対韓国外交の見直しを進めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療的ケアが必要な児童生徒の通学手段の確保を求める意見書（案）

【共産党、湖誠、公明、大志提案】

滋賀県内においては特別支援を要する児童生徒が年々増加しており、それに伴い医療的ケアが必要な児童生徒も増加している。

特別支援学校の児童生徒の多くは、スクールバスによって通学手段が確保されているが、医療的ケアが必要でスクールバスに乗ることが困難な児童生徒の多くは、毎日保護者が自宅から学校までを送迎している。（特別支援学級に通学する医療的ケアが必要な児童生徒も同様である。）

障害がある児童生徒は学校へ行くこと、学ぶことを通じて生き生きと目を輝かせているが、保護者の都合で送迎できないと欠席せざるをえず、さらに保護者が運転免許を持っていないれば送迎できないなど、それが理由で訪問教育を受けている児童生徒がいるという実態がある。

いうまでもなく、憲法第 26 条には、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と、すべての児童生徒の教育を受ける権利をうたっている。

よって、国及び政府においては、このような事態を早急に改善するため、関係機関と早急に協議検討し、医療的ケアが必要な児童生徒の通学手段の確保のための指針を策定するとともに、必要な財政措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

大飯原発3号機・4号機の稼働停止を求める意見書（案）

【共産党提案】

福島第一原発の爆発事故により原発の安全神話は崩壊し、原発からの撤退を求める国民的な世論の高まりの中、一旦は国内すべての原発は稼働停止となった。抜本的な安全対策がないままの原発の再稼働に国民多数が反対する中、政府は夏の電力不足への懸念を理由として、関西電力大飯原発3号機・4号機の再稼働を強行した。

再稼働された原発2基による発電量は236万キロワットであるが、火力発電所の稼働を一部停止したにもかかわらず、西日本全体の余剰電力は電力需要ピーク時においても700万から900万キロワットであり、電力の「融通」により原発再稼働なしでも十分に電力不足を乗り切れたことが明らかとなっている。国民あげての努力により一昨年に比べて11%を超える節電効果が出ており、これはとりもなおさず、原発ゼロを願う国民の思いの強さを示すものである。

福島第一原発の事故の徹底究明やその教訓を生かした安全対策が講じられていないこと、本格的な原子力規制機関が設置されていない中で、原発を稼働させるべきではない。また、大飯原発の直下に活断層があることが指摘されており、多くの国民がその安全性に大きな不安を感じているところでもある。

よって、国及び政府においては、このような状況の下では大飯原発3号機、4号機は直ちに稼働停止させるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

饗庭野での日米合同演習の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

陸上自衛隊が7月23日に発表した報道資料によると、10月下旬から11月上旬に饗庭野演習場において、米陸軍第25師団第1-14歩兵大隊（在ハワイ）と陸上自衛隊第33普通科連隊（三重県久居駐屯地）が参加する日米合同演習（共同訓練）が実施される。

来演する米陸軍第25師団第1-14歩兵大隊は、ベトナム戦争やイラク戦争等に出動してきた「歴戦の部隊」と称される侵略部隊であり、「日米軍事一体化」が進められているもとの、これまで以上に、自衛隊の海外派兵につながる訓練になることが予想される。

しかも饗庭野での演習は、1986年以来今回で12回目の演習になり、合同演習の「常態化」は、憲法で保障された地域住民の「平和的生存権」を侵すものとして、断じて許されない。

過去の饗庭野日米合同演習に米海兵隊のヘリコプターが再三参加していること、昨年2月の合同演習の際、防衛省が沖縄海兵隊のCH-46機の来演を打診していることなどから、多くの国民の反対の声を無視して国内に持ち込まれた危険な垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイが、今後饗庭野に来演する可能性も考えられる。こうしたことから県民・市民の生命、財産、生活がいつそう脅かされる危険性がある。

よって、国及び政府においては、今回の日米合同演習の中止をするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

危険な米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

日米両政府は、国民の強い反対を無視して、米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの沖縄・普天間基地への配備を進めようとしている。

7月23日には岩国基地に陸揚げされ、試験飛行を経た後、沖縄・普天間基地に配備され、10月から本格的な訓練が実施されようとしている。

オスプレイは、開発段階から何度も墜落事故を繰り返し、今年4月にはモロッコでの墜落事故で2名が死亡したことに続き、6月14日にもアメリカ・フロリダ州で墜落、7月9日には米国南部で機体の故障により民間空港に着陸して問題になったばかりである。すでにこれまでに少なくとも36名が死亡しており、欠陥機であることが世界的に知られている。米国防分析研究所（IDA）でオスプレイの主任分析官を務めていたレックス・リボロ氏は2009年6月23日に米下院公聴会で、「安全にオートローテーションができず、このことは製造者や海兵隊も認めてきた」と証言している。

オスプレイ配備が強行されれば、「世界一危険な」普天間基地を抱える宜野湾市民への危険が増すばかりでなく、米軍ヘリパッド建設が強行されようとしている東村高江など沖縄県内の各基地で運用され、県民全体への危険は一層重大なものとなることは明らかである。また、米軍は、オスプレイを岩国基地やキャンプ富士に派遣して、東北、北信越、近畿・四国、沖縄・奄美など6つのルートで高度150メートルの低空飛行を含む訓練を想定している。

沖縄では、6月17日には5,200人の参加で宜野湾市民大会が開かれるとともに、県議会と41の全市町村議会が反対を決議している。さらに訓練が計画されている自治体はもとより、全国知事会や米軍基地をもつ14都道県で構成する「渉外知事会」も反対を表明している。このように、沖縄県民と国民を危険にさらすオスプレイの配備を強行することは許されない。

よって、国及び政府においては、オスプレイの配備に反対し、撤回をアメリカ政府に求めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）

【公明提案】

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展と共に、昭和 40 年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後 30～50 年）を迎えている。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ 6 万の橋のうち 89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告がある。

よって、国及び政府においては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望する。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書（案）

【公明提案】

消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日に成立した。成立した税制関連法案は、衆議院での審議段階において民主、自民、公明の3党合意に基づいてまとめられた修正案であるが、その中で、所得課税や資産課税等の見直しを含む税制全体の抜本改革については、今後検討を加えた上で、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされている。

消費税の増税にあたっては、低所得者の負担がより過重とならないようにするため、高所得者から低所得者への「富の移転」を促す税制の再分配機能を強化する必要がある。

さらに、これまで政府においては、高齢社会、人口減少社会の中で、持続可能な社会保障の構築とそれにかかる安定財源の確保など、経済社会の変化に対応した税制の構築に向けて、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等を含めた税制全般にわたる一体的な改革の必要性が議論されてきたところであり、税制の抜本改革を先送りすることなく実行に移すべきである。

よって、国及び政府においては、修正合意に盛り込まれた所得税の最高税率の引き上げや、相続税・贈与税の見直しをはじめとする税制全体の抜本改革について、必要な検討を加え、消費税の8%への税率引き上げ前に改正し、確実に実施することを強く求める。

併せて、自動車取得税と自動車重量税についても、地方の財源に十分考慮しつつ、消費税との二重課税である自動車取得税の廃止を含め抜本の見直しを行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書（案）

【公明提案】

中小企業は、地域の「経済」や「雇用」の要として非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震災や震災後の復旧・復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識された。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等の優れた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要な鍵といえる。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、国及び政府においては、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、以下の点について、その実現を強く求める。

記

1. 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
2. 地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。
3. 中小企業の新たな投資を促進し、雇用の維持・創出に資する「国内立地推進事業費補助金」をさらに拡充すること。
4. 電力の安定的な供給体制の構築をめざし、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。
5. 中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

抜本的な安全対策が講じられるまで大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を求める意見書（案）

【公明提案】

本年6月8日、野田首相は関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機の再稼働を表明した。政府はもともと再稼働ありきの方針であり安全への不安に応えようとしていない。何より、東京電力福島第1原子力発電所での事故の原因究明も半ばで、新しい安全基準が示される以前に、この夏の電力が不足するなどという理由で再稼働させてしまったことは拙速と言わざるを得ない。さらに、原子力発電所設置地域内に活断層が存在する可能性も指摘されていることから、徹底した調査による安全性の究明が求められる。

9月19日には、国会事故調査委員会の結論を踏まえ、自民党・公明党案をベースにした独立性・専門性の高い原子力規制委員会が発足した。この委員会において、原発事故の教訓・国会事故調・政府事故調の提言を加味した新しい安全基準が作られることから、その基準に則り、地元の理解を得た上で再稼働の判断を行うべきである。

よって、国及び政府においては、国民の生命と財産を守る立場から、可及的速やかに福島第1原子力発電所事故の実態及び原因を究明し、原子力発電所の抜本的な安全対策を講ずるとともに、原子力規制委員会における新しい安全基準が作られていない段階においては、大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

MV-22 オスプレイの安全性が確認されるまで普天間基地への配備を行わない ことを求める意見書（案）

【公明提案】

日米両政府は、7月23日に、オスプレイ12機を岩国基地に陸揚げし、その後、普天間飛行場に機体を移し、10月から訓練を開始する方針である。

オスプレイは、ヘリコプターと飛行機の両者の利点を併せ持つ航空機として開発された米軍の輸送機である。しかし、開発段階から事故が相次いでおり、今年に入ってから、4月にモロッコで墜落し2人が死亡。6月にも米フロリダ州での墜落事故が発生。また機体トラブルにより、7月9日、9月6日といずれも米ノースカロライナ州の民間空港と市街地に緊急着陸している。合わせると既に墜落事故4回、死者30人以上と、その安全性が懸念される。

9月8日、野田首相は「安全性の懸念が極めて高い」とクリントン米国防長官に伝え、森本防衛相も原因の確認が必要とし、米軍の事故調査結果を分析する考えを示した。しかし、米国からはオスプレイの安全性を主張するものの、今までの事故がなぜ起きたのか、原因についての丁寧な説明がない。

相次ぐ事故、トラブル、米国の対応に安全性への疑念が全く晴れない状況にあることから、関係自治体の反発は強く、沖縄県では仲井真県知事をはじめ、県議会、県内41市町村全ての首長と議会がオスプレイ配備計画に反対表明をしている。7月19日の全国知事会においても「関係自治体、住民が懸念する安全性が確認できていない現状では受け入れられない」とする緊急決議が、全会一致で採択された。

日米安保体制は重要であり、有効に機能するために国民の広範な理解、支援はもとより必要であるが、沖縄県には日本の米軍専用施設の74%が集中しており、現在も大きな負担を負っていただいていることから、県民の意思を十分に尊重すべきである。

よって、国及び政府においては、オスプレイの安全性が確認されるまで普天間基地への配備を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。